

### 平成26年度補正予算

会計名	補正額	総額
一般会計 (第10号) 臨時会 専決	3千101万円	44億8千628万円
一般会計 (第11号) 定例会 専決	1千846万円	45億 474万円
一般会計 (第12号) 定例会	△8千837万円	44億1千637万円
一般会計 (第13号) 臨時会 専決	9千157万円	45億 794万円
国民健康保険特別会計 (第3号) 定例会	△559万円	6億 866万円
介護保険特別会計 (第4号) 定例会	847万円	3億9千573万円
後期高齢者特別会計 (第2号) 定例会	△50万円	5千786万円
医療施設特別会計 (第3号) 定例会	△86万円	1億5千 59万円
簡易水道特別会計 (第5号) 臨時会 専決	36万円	2億9千302万円
簡易水道特別会計 (第6号) 定例会	△1千377万円	2億7千925万円
公共下水特別会計 (第3号) 定例会	280万円	2億 649万円

広報とよこ

▽平成26年度補正予算▽条例制定等  
議会だより

社協だより

役場だより

### 「条例制定等」

▼豊頃町課設置条例の一部改正  
課の事務分掌を一部改め、総務課で「町有財産に関すること」、施設課で「契約に関すること」を取り扱う改正。原案通り可決。

▼豊頃町行政手続条例の一部改正  
行政指導手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることから、行政指導に関する手続き等について、住民の救済手続きを充実・拡充するための条例整備を行う改正。原案通り可決。

▼豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正  
豊頃町議会議員月額報酬が管内的に低くなっていることから、議長報酬を「25万3千円」から「27万8千円」、副議長報酬を「20万3千円」から「22万1千円」に、委員長報酬を「18万1千円」から「19万6千円」に、議員報酬を「16万円」から「17万8千円」にそれぞれ改正する。原案通り可決。4月1日施行。

▼豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
非常勤特別職の職員のうち、監査委員、教育委員会委員、農業委員会委員の月額報酬額が管内的に低いことから、代表監査委員が「6万7千500円」から「9万9千円」に、監査委員が「3万9千600円」から「5万1千円」に、教育委員が「3万600円」から「3万5千円」に、農業委員会会長が「4万8千600円」から「5万6千円」に、農業委員が「3万600円」から「3万6千円」にそれぞれ改正。原案通り可決。4月1日施行。

▼豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正  
教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定

▼豊頃町教育委員会定数条例の廃止  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員長と教育長を一本化し、新たな責任者（新教育長）に関する条例の整備を行うため、右記条例の一部改正、制定、廃止。原案通り可決。

▼豊頃町手数料条例の一部改正  
法律名の改正により、条例中の字

句の改正。原案通り可決。

▼豊頃町教育研究所条例の一部改正  
教育研究所の「生涯学習部会」と「学校教育部会」をひとつにまとめる改正。原案通り可決。

▼豊頃町立保育所条例の一部改正  
保育料の国の基準が改正されることから、現行の所得税額による7区分を、住民税額による10区分に改正。また、保育時間による区分を新設。原案通り可決。

▼豊頃町保育所入所措置条例の廃止  
12月定例会で「豊頃町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」が制定され、国から新制度を平成27年度から施行する政令が公布されたことから本条例を廃止。原案通り可決。

▼豊頃町学童保育所条例の一部改正  
国の法律の改正に伴う字句の整備。原案通り可決。

▼豊頃町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定  
介護保険法に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施

▼豊頃町介護保険条例の一部改正  
介護保険は3年ごとに見直しをすることになっており、第6期介護保険計画中の平成27年度から平成29年度までの保険料の改正と、国の法律が改正になったことによる字句の整備。原案通り可決。

▼豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
▼豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正  
国の法律の改正に伴い字句の整備。原案通り可決。

▼豊頃町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定  
介護保険法の改正により、従前国において定められていた介護予防支

▼第4次豊頃町まちづくり総合計画の一部変更  
過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が平成32年度までの5年間延長されたことに伴い、豊頃町過疎地域自立促進市町村計画との整合を図るため、計画の期間を、平成22年度から平成32年度までの11年間に変更。

▼豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更  
現計画に、「火葬場」、「福祉バス整備事業」、「福祉ゾーン整備構想福祉活動拠点施設建設事業」などを追加。

### 意見書

- ▷「外形標準課税」の適用拡大に反対する意見書
- ▷農協関係法制度の見直しに関する意見書
- ▷労働者保護ルール改悪に反対する意見書

いずれも原案どおり可決され、関係省庁に提出されました。

広報とよこ

▽条例制定等  
議会だより

社協だより

役場だより